

聖籠町立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月25日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

聖籠町教育委員会規則第7号

聖籠町立学校施設の開放及び使用に関する規則の一部を改正する規則
聖籠町立学校施設の開放及び使用に関する規則（平成13年聖籠町教委規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用者の責務）

第6条 使用者は、開放施設を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用開始前に、教育委員会が指定した場所において、教育委員会が別に定める開放施設鍵管理台帳（第3号において「管理台帳」という。）に必要事項を記入し、鍵を借用すること。
- （2） 使用后、開放施設を原状に回復し、清掃、火気点検、戸締り及び施錠を怠りなく実施すること。
- （3） 開放施設退出後、速やかに管理台帳に必要事項を記入し、鍵を返却すること。
- （4） 開放施設の鍵は、厳重に管理し、転貸、複製等の行為を行わないこと。
- （5） 開放施設の鍵を破損又は紛失したときは直ちに教育委員会に報告すること。

第8条中「基づき管理員が行う指示に」を削り、「出来る」を「できる」に改める。

別記様式第1号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

別記様式第2号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏)

学校施設開放（使用）の条件

- ① 使用者（使用責任者）は、使用用途により事前に学校（幼稚園）と協議するなど注意事項を確認すること。
- ② 使用開始時間、終了時間を厳守すること。
- ③ 開放施設の鍵の借用、返却は予め指定された時間内に行い、借用、返却の都度、開放施設鍵管理台帳に必要事項を記入すること。
- ④ 指定した場所以外は立ち入らないこと。
- ⑤ 指定した設備以外は使用しないこと。
- ⑥ 指定した以外の場所に自動車等を乗り入れ、駐車をしないこと。
- ⑦ 敷地内では喫煙しないこと。
- ⑧ 指定した場所以外は火気を使用しないこと。
- ⑨ 飲酒はしないこと。
- ⑩ 使用者（使用責任者）は、使用の始めから終わりまで在校し、適正な使用が行われるよう努めること。
- ⑪ 使用後は施設を原状に回復し、清掃、火気点検、戸締り及び施錠を確実に行うこと。
- ⑫ 開放施設の鍵を破損若しくは紛失したとき、又は施設若しくは設備等を破損したときは、直ちに教育委員会に報告すること。
なお、原因が故意又は重大な過失による場合は、実費弁償の責任を負うものとする。
- ⑬ 開放施設の鍵は厳重に管理し、転貸、複製等は絶対にしないこと。
- ⑭ その他、教育委員会が定めた事項及び学校（幼稚園）長の付した条件等に従うこと。

※以上の条件に違反する行為があった場合は、使用を停止し、以後の使用を許可しないことがあります。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。